

(別表1)

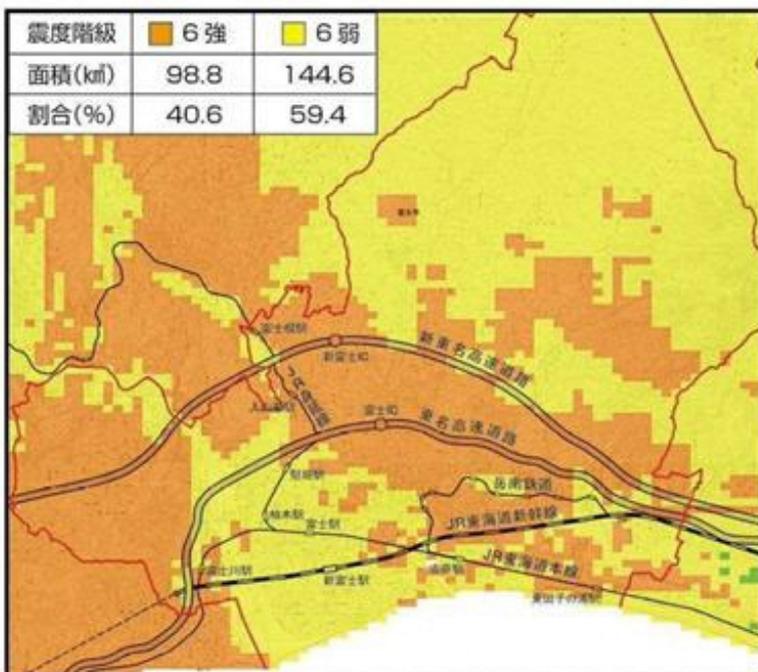
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害・感染症リスク

1) 地震



南海トラフ地震により市内で想定される地震の震度は図のとおりである。

当市は、過去に観測された揺れに比べ、はるかに大きい震度6弱～6強の身動きが取れないような揺れが見込まれる。東日本大震災のように、強弱を繰り返しながら最大3～4分継続すると想定されている。

参考：富士市防災マップ

【予想される災害と地域】

- ・地震動により、軟弱地盤に立地する構造物、工場、民家等の倒壊の多発が予想され、また発火性及び引火性物質を取扱う工場、ガソリンスタンド等の危険物施設では、火災発生の危険性も高い。
- ・山間部の谷壁では、がけ崩れの発生、あるいは崩れた土砂が河道を閉塞し、土砂ダム（天然ダム）の形成と、その決壊による土石流（山津波）の起こることが考えられる。
- ・地震発生による市域を横断する主要交通網である東海道本線、東海道新幹線、東名高速道路、新東名高速道路及び国道1号に対する影響は深刻であり、交通機能の停止が予想される。

参考：富士市地域防災計画共通対策編

2) 津波

静岡県第4次地震被害想定（平成25年6月）では、当市における南海トラフ巨大地震を想定した最大クラスの津波（レベル2）の高さは、最大6mと想定されている。当市は、海岸付近に海拔8m以上の高台が広がる特殊な地形をしているとともに、海岸線10kmに渡り海拔17mの防潮堤が建設されている。このため、津波は海岸線からではなく、田子の浦港から入り、港や周辺の河川から浸水すると想定されている。

田子の浦港は、昭和36年に開港、39年に重要港湾、41年に関税法による開港の指定を受けるなど、国際港として発展してきた。静岡県東部地域の産業経済を支えるバルク貨物の拠点港として、大きな役割を果たしているとともに、大規模災害時に緊急物資輸送拠点となる防災拠点港湾にも位置づけられている。

平成30年に改訂された「田子の浦港振興ビジョン」は、田子の浦港周辺の防災対策の推進と、観光・交流の促進によるにぎわいづくりの創造を目的としており、被害を最小限に抑える「減災」の観点で、ソフト・ハードを組み合わせた多重防御により、総合的な津波対策を推進することとしている。

※当市の津波避難対象区域

津波浸水想定区域とその周辺50m（バッファゾーン）



参考：富士市防災マップ

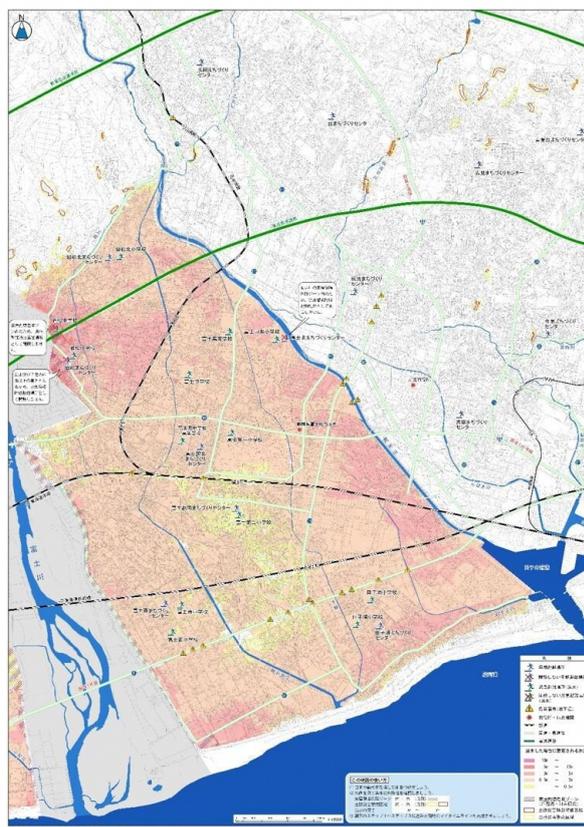
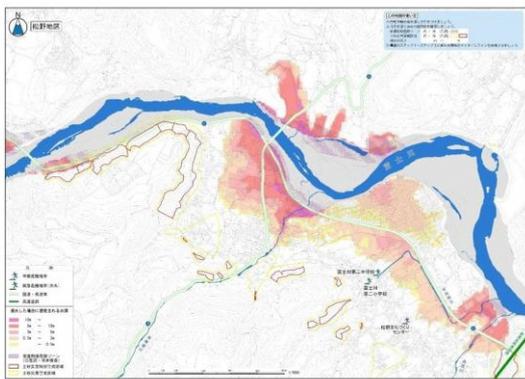
【予想される災害と地域】

- ・沿岸部では、地震による津波が予想される。津波が田子の浦港、河川沿いや放水路に侵入した場合は、広範囲にわたる海水の湛水被害が発生するおそれがある。
- ・田子の浦港は、主に倉庫業等の港湾施設が集積しており、一部箇所では、浸水が5.0m程度と予想されている。

3) 洪水・土砂災害

ア. 洪水

市内の主要河川は、改修工事の進捗に伴い治水安全度は年々向上しつつある。しかし、台風による水害のほか、近年の短時間の局所的豪雨の頻発により、いわゆる「都市型」の水害は増加傾向となっている。特に、6月、7月の梅雨の頃、前線活動がしばしば活発化し、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。この場合、降雨の強度及び継続時間が特に問題となる。



参考：富士川逃げどきハザードマップ
(旧富士市、富士川地区、松野地区)

イ. 土砂災害

市内には、土砂災害警戒区域と特別警戒区域が229か所ある。これらの箇所の指定は土砂災害防止法に基づき、静岡県により行われている。

【予想される災害と地域】

- ・富士川は、市内西部の広範囲で影響が想定されており、一部では10～20mの浸水が想定されている。富士南地区では、製造業の集積が見られるが、5mを超える浸水が想定されるエリアもある。
- ・潤井川は、市内の中心を流れており、市内の広範囲で影響が想定、一部では7mを超える浸水が想定されている。
- ・吉原・今泉地区等を通る和田川、田宿川及び小潤井川沿いの一部では、周辺に比べて地盤高が低

いこと及び河川の勾配が緩く水位上昇が生じやすいことから、床下、床上浸水等の被害が発生している。吉原地区は、吉原商店街があり、商業を中心に事業者が集積しているが、3 m超の浸水が想定されている。

- ・沼川周辺では、低湿地のため5 mを超える浸水が予測され、浸水地域は東西の広範囲に広がるため相当の被害発生が予測される。沼川周辺は、製紙工場や自動車工場といった製造業が集積するエリアとなっている。
- ・降雨等による山崩れ、がけ崩れのため住宅等に被害を及ぼすと予想される危険箇所は、自然斜面、人工斜面を含め174か所が把握されている。このうち県の急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は、34か所となっている。

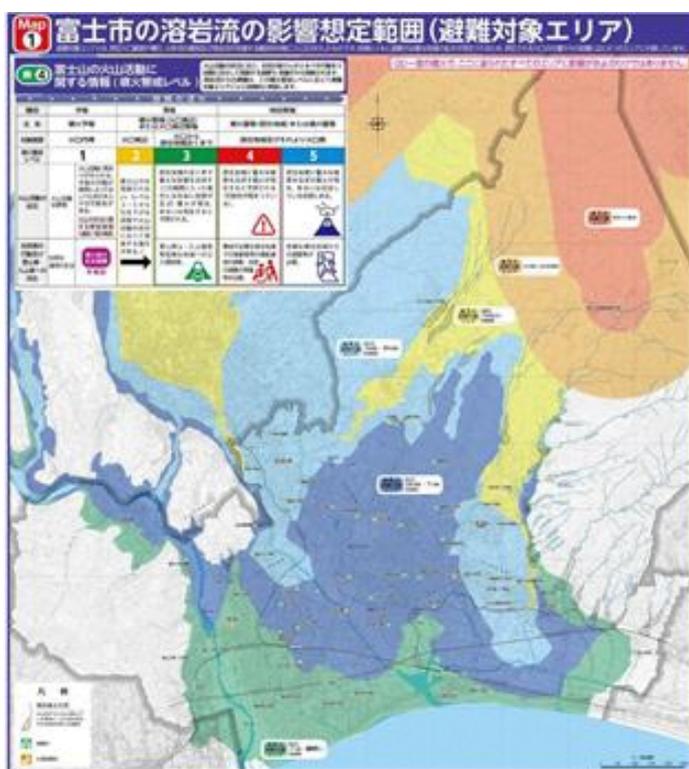
参考：富士市地域防災計画風水害対策編

4) 富士山噴火

富士山は1707（宝永4）年に噴火した後、約300年間沈黙を守ってきたが、2000（平成12）年10月から翌年5月にかけて富士山の地下で低周波地震の多発が観測され、富士山が活火山であることが再認識された。現在まで静かな状態が続いているが、地下深くでは、マグマが活動を続けている。

【予想される災害と地域】

- ・富士山が噴火した場合に、溶岩流、噴石、降灰などの影響が及ぶと考えられる。
- ・富士山の山麓に生活圏をもつ本市にとって、富士山が噴火した場合は、多大な被害や影響が生じるおそれがある。また、富士山麓が広大であり、噴火の影響も広域にわたることが予測される。
- ・想定火口範囲に近い大淵地区の工業団地は市街地と比較して影響を受けやすいことが想定される。



参考：富士市富士山火山防災マップ

5) 感染症、サイバー攻撃等

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)では、静岡県内で約55万人が感染した。また、新型コロナウイルスでは、令和2年2月28日に静岡県内で患者が初めて確認されてから令和5年5月8日の5類感染症への移行までに、約87万人が感染した。

新型インフルエンザ等の発生時期を予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高くまん延のおそれのある感染症がひとたび発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型コロナウイルス感染症への対応により明らかになった課題や関係法令の改正等を踏まえた政府行動計画の改定に基づき、静岡県では令和7年3月に「静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定し、また、当市においては、現在、平成26年3月に策定した「富士市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に向けた検討を進めているところである。

この検討の中で、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活や地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、予防・事前準備と発生後の対応とに分けて、対策の取りまとめを行っている。

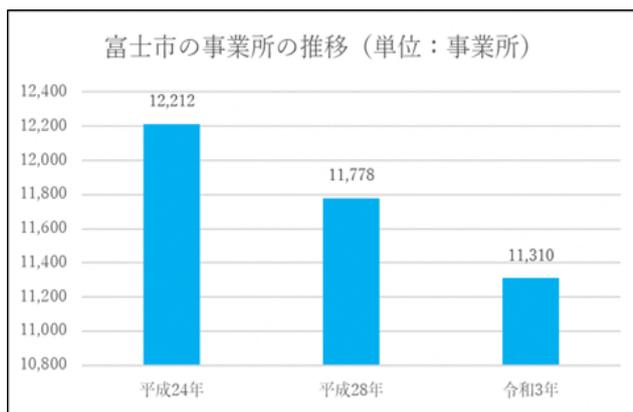
さらに、当市の主要産業である製造業では、サイバー攻撃による情報漏洩や精密機器の故障といったリスクが高まっており、情報セキュリティと設備安全の両面で早急な対策が求められている。

(2) 商工業者の状況

富士市には富士商工会議所、及び富士市商工会（鷹岡事務所、富士川事務所）が併存している。エリア的には、厚原・天間・入山瀬・久沢・鷹岡本町・富士川地区は富士市商工会の管轄であり、それ以外の地区を富士商工会議所が担っている。

(令和3年経済センサス調べ)

- ・商工業者数 11,310件
- ・小規模事業者数 7,572件

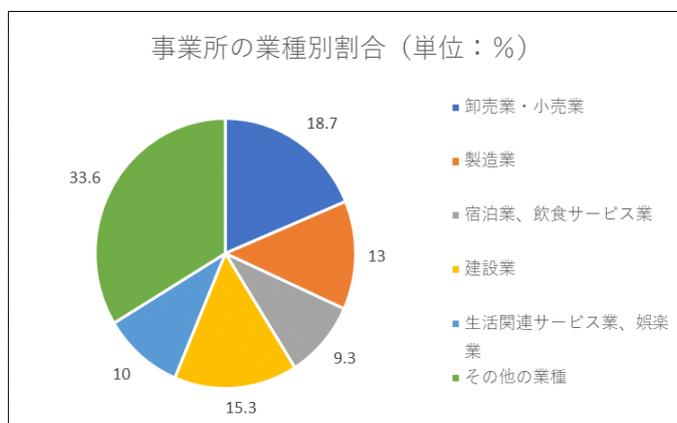


当市の事業所数は、平成24年には12,212事業者が存在していたが、令和3年には11,310事業者となり、約10年間で902事業者(約7.4%)の減少が見られる。

また、令和3年時点の商工業者11,310件のうち、小規模事業者(従業員1~4名)は7,572件を占めている。

特に、この小規模事業者の減少が顕著であり、この傾向は今後も継続すると考えられ、地域経済への影響が懸念される状況である。

	業種	商工業者数	小規模事業者数	商工業者数に占める小規模事業者の割合	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	卸売業・小売業	2,592	1,418	54.7%	中心市街地、及び幹線道路沿いに多い
	製造業	1,377	988	71.8%	市内に広く分散しているが、工業団地等集中している地域もある
	宿泊業、飲食サービス業	1,142	705	61.7%	市内に広く分散
	建設業	1,218	1,159	95.2%	市内に広く分散
	生活関連サービス業、娯楽業	935	759	81.2%	市内に広く分散
	その他の業種	4,046	2,543	62.9%	
	計	11,310	7,572	66.9%	



事業所構成は「その他の業種」が33.6%と最も多く、多様な業種が存在している。卸売業・小売業(18.7%)、建設業(15.3%)、製造業(13.0%)が主要産業であり、一般的な地方都市と類似した傾向である。

また、小規模事業者の多さから、当市の産業構造は小規模事業者に大きく依存しているといえる。特に「その他の業種」や生活関連サービス業、宿泊・飲食業といった地域密着型の業種でその割合が高い。

なお、事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者の具体的な数については、現時点では十分に把握できていない。今後、巡回指導や窓口相談等を通じて、各事業者の取組状況を継続的に把握し、地域全体の事業継続力の底上げにつなげていく。

(3) これまでの取組

1) 富士市の取組

ア. 防災等に関する計画

- ・富士市地域防災計画（令和7年2月修正）
- ・富士市国土強靱化地域計画（令和2年9月策定）
- ・富士市業務継続計画（令和5年7月改訂）
- ・富士市災害時授援計画（平成31年4月作成）
- ・富士市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年4月策定）

イ. 防災訓練

- ・土砂災害に対する訓練（6月の第1週日曜日）
- ・津波対策訓練（3月）
- ・総合防災訓練（9月1日）
- ・地域防災訓練（12月の第1週日曜日）

ウ. 防災備品の備蓄

- ・防災拠点用の防災資機材について

当市では、災害時における地区防災拠点として26の地区まちづくりセンターを位置付けている。

各まちづくりセンターの防災倉庫には、人命救助や、災害対策地区本部の運営などに必要な資機材など、災害時に使用する様々な資機材を整備している。また、それらの資機材を災害時に円滑に使用できるよう、災害発生時に各地区に配備する市職員により、定期的に点検を行っている。

- ・市指定避難所の備蓄食料や資機材について

当市では、市内53施設（学校など）を市の指定避難所として指定しており、災害により自宅が被災した避難者用の非常食料や資機材を整備している。

- ・医療救護所用の資機材について

当市では、災害時の医療救護活動の拠点として市内16か所の施設を医療救護所として指定しており、様々な医療用資機材を配備している。

エ. BCP策定支援（富士市専門家派遣事業）

中小企業が抱える課題の解決を支援するため、地域内産業支援機関と連携し、市が専門家を派遣するとともに、費用の一部を負担する制度である。「企業防災・事業継続計画（BCP）」分野の専門家も登録しており、企業の希望に応じた派遣が可能となっている。

2) 富士商工会議所の取組

ア. 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所では、「富士商工会議所 災害時対応・事業継続計画」を平成26年4月に策定し、防災訓練時や人事異動の度に見直している。今後も市や商工会との連携体制などを確認し、内容は適宜更新する。

イ. 事業者BCPに関する国の施策の周知

- ・BCPの策定や見直し支援として専門家派遣制度、災害発生の際に、事業の再建に必要な資金を保証する融資制度（BCP特別保証（静岡県信用保証協会）などの支援施策について、巡回・

窓口相談等により周知を行っている。

- ・防災・減災の意識が低く、BCPの策定を難しいと考えている中小・小規模事業者へ、経営小冊子『BCPの策定と運用』や中小企業庁が作成した『事業継続力強化計画事業者向けリーフレット』を巡回・窓口相談等で配布し、BCP策定の重要性の周知・啓発を行っている。

ウ. BCP策定セミナーの開催

BCP策定の支援経験が豊富な専門家を講師にお招きし、BCPの重要性や基本的な知識を学ぶセミナーを、年1回開催している。さらに、セミナー受講者のうちBCPを未策定の事業所には、巡回経営指導を通じて取組状況を確認し、策定の働きかけを行っている。

【BCP策定セミナー】

年 度	題名・内容等	参加者数
令和元年度	〔第1部 計画策定のポイント〕 テーマ：業務継続計画策定にかかるポイント 説明者：関東経済産業局 産業部 〔第2部 先進事例発表〕 テーマ：平時の経営力強化と危機対応力強化を 両立させた取り組み 発表者：沢根スプリング㈱ 代表取締役 沢根孝佳 氏 主 催：富士市・富士商工会議所	15社・19名
令和3年度	テーマ：事業継続力強化計画策定セミナー 事例に学ぶ、緊急時に強い会社・お店がやっていること 講 師：東京海上日動火災保険㈱ 広域法人部 担当部長 中村郁雄 氏 主 催：富士商工会議所・富士市商工会・富士市	18社・19名
令和4年度	テーマ：事業継続計画 策定セミナー 自然災害や人為災害から、あなたの事業を守れますか？ 講 師：㈱BCP JAPAN 代表取締役 山口泰信 氏 主 催：富士商工会議所・富士市商工会・富士市	14社・19名
令和5年度	テーマ：企業BCP（事業継続計画）セミナー 経営者に必要な事業継続計画と危機管理、 事業の持続的発展について 講 師：㈱アテナソリューション 代表取締役 立石裕明 氏 主 催：富士商工会議所・富士市商工会・富士市	8社・10名
令和6年度	テーマ：BCP（事業継続計画）で使える！ リスクアセスメント講習 講 師：STF 森 清正 氏 主 催：富士商工会議所	6社・7名
令和7年度	テーマ：BCP（事業継続計画）セミナー いざという時、会社を守る準備、できて いますか？ 講 師：STF 森 清正 氏 主 催：富士商工会議所	13社・18名

エ. B C Pの策定・見直し支援

静岡県主催のB C P個別相談会への協力をはじめ、専門家派遣制度を通じて、事業継続力強化計画やB C Pの策定、見直し支援を行っている。また、計画に基づく訓練の重要性についても周知を行っている。

オ. 日本商工会議所と連携のもと、被災地に経営指導員を派遣

能登半島地震の被災事業者支援の一環として、日本商工会議所と連携し、『能登事業者支援センター（石川県・輪島市）』に経営指導員1名を3日間応援派遣し、補助金相談対応および補助金申請サポート支援活動を行った。また、国・県・市の各行政機関と連携した支援体制の構築方法や、各支援機関の役割を現場で実践的に学ぶことができた。

カ. 損害保険への加入促進

全国商工会議所のスケールメリットを活かし、(1) ビジネス総合保険、(2) 業務災害補償プラン、(3) 情報漏えい賠償責任保険制度、(4) 休業補償プラン、(5) 海外危機対策プランについて、小規模事業者に対する火災や地震など、財産のリスクヘッジとして普及・加入促進を行って災害等に備えている。

キ. 防災備蓄品

緊急用備品リストに基づき、必要な緊急用品等を備蓄するとともに、年1回の防災訓練の際、中身を点検し、緊急事態に使用できるよう維持管理に努めている。

(リスト) 担架・医薬品・簡易トイレ、飲料水は屋上給水塔で対応

ク. 防災訓練の実施、職員の安否確認

- ・毎年1回、防災訓練として、避難誘導・初期消火・応急手当等を実施している。
- ・安否確認はグループウェアをクラウド化することで、全員が24時間入力・確認できる体制を整えている。

ケ. 大規模災害対応連絡会の取組

- ・企業間の連携体制を構築し、企業防災力の向上を目的としたセミナーや研修会を開催し、B C P策定の普及促進を図ることを目的に、平成16年4月20日発足した。
本連絡会は市内中小・大手企業、行政、大学等で構成されているが、連絡会会員を通じて小規模事業者へB C Pの策定を促し、平時から安定した産業基盤の構築を図っている。
- ・平成29年5月30日には、「大規模災害発生後の情報提供に関する覚書」を連絡会会員企業と締結し、大規模災害の発生時に被災状況を速やかに報告することの取り決めをした。被災状況が甚大なときは関係機関に対して早期復旧・復興に向けた要望書の提出や陳情活動を行う。

会員数：33社

(内訳) 企業：27社／産業組合：1団体／行政：県東部地域局・富士市3課／大学：1校

コ. 製造業広域連携（太田商工会議所との相互応援に関する協定）

当所と太田商工会議所（群馬県・太田市）の会員事業所・商工会議所が事業継続に支障を来した際に可能な範囲で、応援・協力等を実施できるよう相互に支援することを目的として平成30年10月16日に連携協定締結した。

特に小規模事業者は、被災時に製造拠点の代替地確保は難しいと予測されるため、本協定に基づき迅速な代替地の確保と事業継続に寄与する。また、双方の会員事業所同士の信頼関係醸成を図るために交流事業を必要に応じて実施している。

サ. 感染症への対策・対応

感染症拡大期において、影響を受けた事業者に対応するため、相談窓口の開設や、国・県・富士

市が提供する施策情報の提供を行うなど、組織的な相談対応を行っている。

相談窓口の設置	・資金調達や補助金申請、各種給付金等への対応と情報提供を行っている。
影響調査の実施	・当所議員、商工振興委員230社を対象に、同感染症により企業活動にどのような影響を受けているのか、直面している課題や今後の経営に関する行政への支援施策の要望、当所の活動に反映するためのアンケート調査を行った。
会議、セミナー等	・3密を回避するため、Webを使った会議や講演会等を実施している。
職員	・感染予防及び発生対応マニュアルを作成し、職員及びテナントへの周知を図ると同時に、会報誌やホームページに掲載している。
会館	・貸会議室利用のガイドラインを設け、予防的措置と感染者発生時の後追い体制を整えた。

3) 富士市商工会の取組

ア. 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では、「富士市商工会事業継続計画」を令和2年11月に策定し、定期的に見直しを行っている。今後は市や商工会議所との連携体制などを確認しブラッシュアップする。

イ. 事業者BCPの策定支援

BCP策定支援に向け専門家を招き、BCPの重要性やBCP作成方法等をテーマに事業者向けBCP策定支援を実施している。本会では令和元年から地域の事業継続力強化計画の策定支援を行い、支援先の中小事業者10件の計画が認定された。

ウ. BCPに関する国や県、及び富士市の施策の周知

BCP策定時の専門家派遣制度、防災・減災などへの取組に関する融資制度等、国や県の支援施策について巡回時・窓口相談時等により周知を行っている。事業継続力強化計画の必要性については、静岡県事業継続計画モデルプラン（入門編）を活用しながら、巡回相談やホームページを通じて積極的に周知している。

エ. 外部研修会への参加

本会職員1名が静岡県の主催するBCP指導者養成講座の受講を修了しているが、他の職員も静岡県商工会連合会が主催の研修や、中小企業大学校が主催する研修への積極的な参加を促し、職員のBCP等に関する知識や支援能力の向上を図っている。

オ. 損害保険への加入促進

全国商工会連合会のスケールメリットを活かし、(1) ビジネス総合保険、(2) 業務災害補償プラン、(3) 情報漏えい賠償責任保険制度、(4) 休業補償プランについて、小規模事業者に対する火災や地震など、財産のリスクヘッジとして普及・加入促進を行って災害等に備えている。

カ. 感染症に対する取組

- ・感染症の拡大を防止するための、各種イベント、各種事業の中止や延期。
- ・地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口設置や緊急相談会の開催。
- ・感染拡大防止に向けた情報提供。
- ・感染症拡大期における、マル経融資、持続化補助金、経営力向上補助金等の支援制度を活用した感染症対策に関する情報の周知および事業計画の策定支援。

キ. 事業継続や雇用維持安定への取組

- ・地域の雇用安定と維持のため、緊急雇用調整助成金等の申請支援相談の実施。
- ・事態終息後を見据えた事業計画支援のため、ものづくり補助金や持続化補助金、経営力向上補助金等、事業継続支援のための相談支援窓口の実施。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

当地域における小規模事業者を対象とした防災、減災に関する課題と、それに対する対策は、次のとおりである。

【課題】

①緊急時における連携体制等の整備

災害発生時の対応が市・商工会議所・商工会で統一されておらず、情報共有や被災支援における連携体制が十分に整備されていない。

②BCPに関する情報提供・周知の徹底

管内事業者のBCP策定率が依然として低く、周知活動を行っているものの重要性が十分に伝わらず、策定支援に繋がっていない。

③防災・減災対策の推進とBCP運用支援、取組状況の把握

小規模事業者は経営資源や時間の制約により防災・減災対策が後回しになりがちである。BCPを策定しても運用に至らないケースが多く、実効性に課題がある。また、市内事業者の事業継続力強化の取組状況を十分に把握できていない。

④職員の支援力向上と専門知識の不足

保険・共済・資金繰りに対する助言を行える経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的知識が不足しており、知識の習得が必要である。

⑤発災時の業務（活動）拠点の確保

事務所が使用できない場合の代替拠点がなく、業務継続に支障をきたす恐れがある。

【対策】

①連携体制の整備

平常時から3者（市・商工会議所・商工会）が現状と課題を共有し、適切なタイミングで見直しを重ねることで、災害時の連携体制を確立・強化する。

②BCP普及啓発の強化

成功事例や災害時の被害軽減効果を具体的に示すセミナーの開催や、動画コンテンツやSNSを活用した広報を強化する。

③簡易ツールの提供・運用支援と取組状況の把握

簡易版BCPテンプレートやチェックリストを提供し、策定後はフォローアップ相談を行うとともに、外部専門家を招いた模擬訓練を実施し、実効性ある運用を支援する。あわせて、経済産業省ホームページの認定事業者一覧の確認や会員企業へのアンケート・聞き取り調査を通じて、地域全体の取組状況を把握する。

④職員の支援力向上と外部連携による専門知識習得

保険会社、信用金庫、中小機構、静岡県BCPコンサルティング協同組合など他の支援機関と連携し、セミナーの開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得および最新情報の収集に努めることで、的確な助言を行える体制を整える。

⑤代替拠点の確保

市や関連団体と協議し、公共施設や民間施設を一時的な代替拠点として確保。クラウドシステムを活用し、遠隔からでも最低限の業務が継続できる体制を整備する。

3 目標

富士市地域防災計画や富士市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、いつでも・どこでも発生し得る自然災害等に備え、市・商工会議所・商工会が一体となって事前防災や事後の早急な対応・復旧等の対策に取り組み、特に小規模事業者に対して事業活動の中断を最小限に止めることを目標とした事業継続力強化を進めるため次の取組を行う。

富士市の産業構造を踏まえ、富士商工会議所と富士市商工会が管轄エリアを越えて連携し、地域全体を面的に支援する体制を確立することで、主要産業のサプライチェーン維持と生活関連サービスの継続を確保し、地域経済の持続性と災害時のレジリエンスを高める。

1. 復旧支援策を行うための連携体制の強化

発災後速やかな復旧支援策が行えるよう、各団体内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。また、連絡体制を円滑に行うため、市・商工会議所・商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。

また、感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や日本商工会議所、全国商工会連合会と連携を取り、感染症に関する正しい知識や発生前後の対策等の周知に努める。

2. 管内小規模事業者等へBCPの必要性の周知と策定支援の強化

管内小規模事業者に対し、自然災害や感染症が事業活動に及ぼす影響を理解してもらうため、セミナーや巡回指導を通じてリスクへの理解を深めるとともに事前対策の必要性を伝える取組を進める。

さらに、富士市における事業継続力強化計画の申請・認定件数の推移や、直近3年間の業種別動向を踏まえ、業種ごとの課題に応じた重点的な支援を行う。

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・事業継続力強化計画の申請・認定件数を見ると、建設業は増加している一方で、基幹産業である製造業や小売業・サービス業では減少が続いている。このため、巡回指導や個別相談を通じて伴走支援を強化し、サプライチェーンや地域経済の機能維持につなげる。
- ・BCP策定支援にあたっては、静岡県事業継続計画モデルプラン等の書式を活用し、事業者が取り組みやすい形での策定支援を行うとともに、策定後のフォローアップを実施し、計画の運用定着を図る。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

①年10社に対して事業継続力強化計画の策定・見直し支援を行う。

②年5社に対してBCPの策定・見直し支援を行う。

③上記目標達成のため、年1回以上のセミナーを開催し、BCPおよび事業継続力強化計画の目的、メリット・デメリット、先進事例等を共有し、事業者が取り組みやすい環境を整える。

3. 経営指導員のBCP策定支援に関する知識・スキルの向上

県下商工会議所、商工会の経営指導員を対象としたBCPに関する研修会等に参加し、BCP策定支援に必要なノウハウを習得、蓄積することで支援体制の強化を図る。

(支援に必要なノウハウ)

- ・地域における災害リスクの情報（ハザードマップの見方・活用方法）
- ・事業継続計画等の計画策定に関するノウハウ
- ・活用できる国・県・市等の施策情報 等

4. 災害等に対する組織体制の強化

- ・ 中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう、冷静な行動を促す。
- ・ 組織としての的確な対応が図れるよう、平時および緊急時における対応ノウハウを共有する等の措置を講じる。
- ・ 事務所が利用できなくなった場合には、テレワークやオンライン会議システム等を活用し、業務の停滞を最小限に抑えるよう努める。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

商工会議所と商工会と富士市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

経済産業省や自治体と連携し、経済産業省ホームページの認定事業者一覧の確認や会員企業へのアンケート・聞き取り調査を通じて、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況を含む取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

ア. 小規模事業者に対する災害リスク、及び新型インフルエンザ等感染症リスクの周知・啓発

管内小規模事業者に対するBCPの必要性について普及・啓発を目的として、商工会議所と商工会で下記の取組を行う。

(ア) 経営指導員等によるリスクの周知・啓発

- ・巡回経営指導時に、富士市の防災マップや防災動画（市公式YouTube）、企業防災チェックリスト、防災アプリ「防災ふじ」、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」、静岡県弁護士会の作成した被災者支援チェックリスト等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、医療救護体制などについて事業者と確認することで、防災への意識・関心を高める。
また、リスク等を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、火災保険等の損害保険、共済加入等）を説明・周知する。
- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・巡回経営指導時に、新型インフルエンザ等感染症のリスクや事業に与える影響（売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策を説明する。
- ・事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用や事業環境を整備（テレワーク、リモートワーク、コワーキングスペース等）するための情報や支援策等を提供する。

(イ) 広報ツールによるリスクの周知・啓発

商工会議所、及び商工会のホームページ、Facebook、会報、並びに市広報において、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、実効性のある防災・減災、感染症対策に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

イ. BCPの策定支援

(ア) 小規模事業者へのBCP支援

小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導、及び助言を行う。

(イ) 感染症等への対応

新型インフルエンザ等感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。こうした感染症等が発生、流行するケースも想定しBCP策定の際には、以下の内容について盛り込むよう指導する。

(ヒト)

- ・従業員・家族への感染症予防教育、及び感染症予防対策の徹底
- ・社内、及びその関係者とその家族に感染者が発生した時の対応方法の確立 等

(モノ)

- ・サプライチェーン調整の検討（複数化、分散化、他分野化、複数地域化等）等

(カネ)

- ・運転資金（家賃や給与など）の把握と確保
- ・各種支援施策の活用 等

(情報)

- ・感染症に関する情報収集の手段・方法の確認
- ・生産性向上を目指したデジタル化による業務の変革の検討・実施 等

ウ. B C P・感染症対策セミナー

- ・事業継続の普及啓発や経営の発展に向けた積極的な対策について、市・商工会議所・商工会が共催でセミナーを開催する。
- ・セミナーの中で、事業者がB C Pの策定に際し活用できる補助金等について紹介・説明する。
- ・リスクファイナンス（保険・共済加入促進）による事前対策を行う。

エ. 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成

- ・商工会議所では、「富士商工会議所 災害時対応・事業継続計画」を平成26年4月に策定した。内容は適宜更新している。
- ・商工会では、「富士市商工会 事業継続計画」を令和2年11月に策定した。内容は適宜更新している。

(3) フォローアップ

- ①小規模事業者のB C P策定の進捗について、経営指導員が巡回や窓口等で確認し必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。
- ②セミナーを受講した小規模事業者を中心に、B C Pの取組状況の確認を行う。
- ③巡回経営指導等においてB C Pの策定状況を確認し、策定後に見直しを行っていない事業者に対しては、計画見直しの適切なタイミングや目的について指導を行う。
- ④事業継続力強化計画の支援をした事業者の計画期間を把握し、計画終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。
- ⑤連携先の東京海上日動火災保険株式会社の代理店が管内事業所を訪問し、リスクマネジメントの取組の一環としてのB C Pの策定支援やビジネス総合保険の促進に努めるほか、商工会議所・商工会が開催するB C P・感染症対策セミナーへの参加を誘導する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・会報誌や広報紙等を通じて、地域内事業者の事業継続力強化に関する好事例などを紹介し、知見を共有することで、他の事業者への普及・啓発を図り、地域全体の事業継続力の底上げにつなげる。

(5) 関係団体等との連携

- ・セミナー、個別相談会、専門家派遣の実施に当たっては、東京海上日動火災保険株式会社や静岡県B C Pコンサルティング協同組合など関係機関の協力を得ながら実施する。セミナー終了後には同保険会社や同協会の専門家派遣制度を活用し、B C Pの策定を促していく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

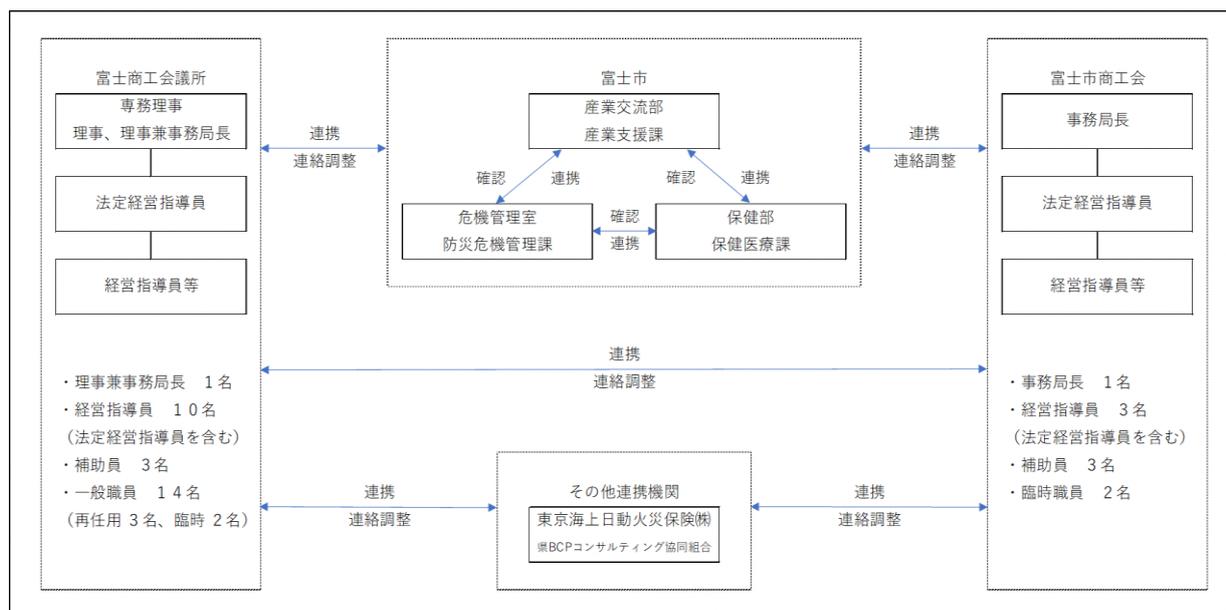
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先（連絡先は後述（3）①参照）

〈富士商工会議所〉

経営指導員 遠藤良介（中小企業相談所長）

〈富士市商工会〉

経営指導員 笠井昭博（事務局次長）

②広域経営指導員の当否

経営指導員 遠藤良介（中小企業相談所長）は、施行規則第7条第2項に規定する広域経営指導員に該当する。

③当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本支援計画の推進にあたり、市・商工会議所・商工会が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、支援方針と進捗状況を継続的に確認し、課題が生じた場合には年1回以上の見直しを含め適切に改善を行う。また、実施状況を定量的に把握し、効果測定を実施する。
- ・法定経営指導員、及び経営指導員は、静岡県商工会議所連合会や静岡県商工会連合会等が開催する研修会に参加し、支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。
- ・中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、一般職員も含めた職員研修会を開催（年1回程度）し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

〈富士商工会議所〉

〒417-8632 静岡県富士市瓜島町82番地

TEL: 0545-52-0995 FAX: 0545-52-9796

E-mail: key@fujicci.or.jp

〈富士市商工会〉

本所・鷹岡事務所

〒419-0203 静岡県富士市鷹岡本町6番3号

TEL: 0545-71-2358 FAX: 0545-71-9920

E-mail: info@fujis.or.jp

富士川事務所

〒421-3305 静岡県富士市岩淵6番地の3

TEL: 0545-81-1280 FAX: 0545-81-2716

E-mail: info@fujis.or.jp

②関係市町

富士市 産業交流部 産業支援課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL: 0545-55-2873 FAX: 0545-51-1997

E-mail: sas-hien@div.city.fujishizuoka.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

〈富士商工会議所〉

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
1. チラシ等作成費	100	100	100	100	100
2. セミナー等開催費	200	200	200	200	200
3. 専門家派遣費	200	200	200	200	200

〈富士市商工会〉

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
1. チラシ等作成費	50	50	50	50	50
2. セミナー等開催費	100	100	100	100	100
3. 専門家派遣費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費や事業収入等による自主財源、静岡県補助金、富士市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー13階 理事・静岡支店長 東 秀明	
2. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 静岡市清水区西国久保283-2 理事長 高橋義久	
連携して実施する事業の内容	
1. ①BCP策定セミナーの開催 ②小規模事業者BCPの策定支援 ③BCP関連の損害保険の周知 ④防災・減災対策に関するアンケート調査の実施	
2. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②公的支援施策の周知	
連携して事業を実施する者の役割	
1. ①セミナーの企画・運営、講師の派遣 ②損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ※商工会議所、及び商工会会員の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する。	
2. ①BCP策定に関する専門家個別相談 ②小規模事業者役に役立つ施策等の最新情報の提供	
連携体制図等	